厚生労働省
北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
令 和 元 年 1 2 月 4 日

担当
厚生労働省
北海道労働局労働基準部安全課
課　　長　　石川　和男
副主任産業安全専門官　鈴 木　　力
代表電話：011-709-2311（内線 3552）
直通電話：011-788-6327

報道関係者 各位

「北海道冬季ゼロ災運動」を展開します

取組期間：12月1日から3月31日まで

北海道労働局（局長 福士（ふくし） 亘（わたる））では、例年、冬季において、凍結等による転倒をはじめとした冬季特有の事象を要因とした労働災害が多発する傾向にあることから「北海道冬季ゼロ災運動」を実施し、これらの災害防止に必要な、事業者が取り組むべき具体的事項を幅広く水平展開します。

1. 取組期間
　令和元年12月1日 から 令和2年3月31日 まで
2. 主唱者
　北海道労働局、各労働基準監督署（支署）
3. 実施者
　事業者
4. 取組内容
　（1） 転倒災害防止対策
　（2） 高所における除雪作業災害防止対策
　（3） 交通労働災害防止対策
　（4） 一酸化炭素中毒防止対策

※特に転倒災害については、休業4日以上の死傷災害の中で最も発生件数が多いことから、厚生労働省では「STOP!転倒災害プロジェクト」を年間を通して、全国的に展開しています。

【添付資料】 資料1 「北海道冬季ゼロ災運動」リーフレット
資料2 「STOP!転倒災害プロジェクト実施要綱（北海道労働局版）」

北海道冬季ゼロ災運動

冬季特有の労働災害を防止しよう！

冬季において、凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等による視界不良時の交通事故、除雪作業に伴う墜落災害、屋内での内燃機関、練炭、ジェットヒーター等の使用による一酸化炭素中毒が発生しています。
「北海道冬季ゼロ災運動」とは、これら冬季特有の労働災害の防止に向けて事業者が行う具体的な取組事項を幅広く水平展開するものです。
労使が協力して「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。

取組期間	令和元年１２月１日 から 令和２年３月３１日 まで
主唱者	北海道労働局・各労働基準監督署（支署）
実施者	事業者
重点災害	転倒災害、高所における除雪作業災害、交通労働災害 一酸化炭素中毒

転倒災害

事例 1

概要 死亡災害　２月　午前１時 発生
除雪車による、道路排雪直後の路面で転倒し、頭部を強打した。

防止対策
滑りにくい靴を着用するとともに、排土板等で締め固められた滑りやすい部分（光っている部分）は、できる限り避けて通行すること。

事例 2

概要 休業災害　３月　午前８時 発生
事業場敷地内を歩行中、凍結路面で転倒した。

防止対策
- 通路等は凍結防止対策（融雪剤、砂の散布、融雪マット等）を講ずること。
- 滑りにくい靴を選定し、着用すること。

こんな場所は要注意！
- 凍結路面
- 再凍結した場所
- 除雪機械等が通過した直後のつるつる路面
- 交差点の手前（横断歩道）
- 薄っすらと雪が積もった道路
- 屋外階段

高所における除雪作業災害

資料1

事例 1

概要 死亡災害　２月午後２時 発生
スコップで屋根の雪庇を落とす作業中、屋根から墜落したもの。

防止対策
屋根の除雪等作業をする場合には、墜落防止のために、墜落制止用器具（安全帯）を使用する等墜落防止措置を講ずること。

事例 2

概要 死亡災害　２月午前９時 発生
倉庫の屋根に上がり除雪作業中、明かり取り用プラスチック窓を踏み抜き、５．７メートル墜落する。

防止対策
事前に窓の位置を確認するとともに、プラスチック窓に歩み板を設け、又は、防網を張るなど、墜落防止措置を講ずること。

交通労働災害

事例 1

概要 死亡災害　１月　午前１１時 発生
ワゴン車がスリップして対向車線にはみ出し、対向車線を走行中のダンプカーに正面衝突した。

防止対策
路面状況に合わせた安全速度で走行すること。

事例 2

概要 休業　２月　午後２時 発生
吹雪に巻き込まれ、事故のため停車している車両に気づかず追突した。

防災対策
気象情報により警報・注意報を的確に把握し、運行計画、運行経路を変更すること。
また走行途中で吹雪等に遭った場合には、ハザードランプを点滅して自車の存在を他車にわかるようにする、状況に応じて安全な場所へ退避すること。

一酸化炭素中毒

事例

概要 休業災害（被災者３名）　２月　午後１時 発生
玄関の風除室に発電機を設置して作業員３名が水道管工事をしていたところ、全員が一酸化炭素中毒により倒れ、意識を失ったところを発見されたもの。

防止対策
換気が不十分なところで内燃機関を使用しないこと。

北海道冬季ゼロ災運動 取組内容

共通事項

1　経営トップが冬季ゼロ災に向けた各種対策の実施に積極的に取り組むこと。
2　冬季特有の要因を踏まえたリスクの見積りを行い、ハザードマップ等を作成するとともに、リスク低減措置（リスクアセスメント）を講ずること。また、作業開始前のＫＹ（危険予知）活動、災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
3　安全衛生管理体制を整備し、安全担当責任者自らが具体的な災害防止活動の管理を行うこと。
4　気象情報を事前に把握した上で、これに応じた作業スケジュールを計画すること。
　また、大雪、低温等の警報・注意報発令時の関係者への周知徹底及び落雪のおそれや悪天候時の作業中止基準を策定すること。
5　寒冷な作業環境下での長時間労働は避けるほか、屋外作業においては、日照時間が短いことを考慮した作業スケジュールを設定すること。
6　初めて北海道の冬を経験する者に対して、冬季用の靴の使用や雪道の歩き方（小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、走らずゆっくり歩くこと）、自動車の冬道運転等の安全教育を行うこと。

転倒災害防止対策

1　敷地内の安全通路を指定し、段差や凹凸、突起物、継ぎ目等のつまずく原因の改善及び除雪、滑りやすい場所における融雪剤、砂の散布、温風機の設置、滑り止めの設置等による対策を講ずること。
2　滑りにくい靴の着用、屋内に入る場合は、外靴に付着した靴裏の雪、水分の除去を徹底すること。
3　マイクロバス等での通勤時には、乗降の際に降車場所の路面状況を確認するとともに、手すり等を利用して降車すること。
4　服やズボンのポケットに手を入れて歩行しないこと。

てんとう防止君の画像データはこのQRコードをスマホで読み取ればダウンロードできますので、PCに転送して活用願います。

北海道労働局冬季転倒災害防止イメージキャラクター
てんとう防止君

各月毎に「転倒災害ゼロ」を達成したら、てんとう防止君がもっているクローバーの該当月を**緑色**に塗りつぶします。
クローバーすべての葉が**緑色**になるよう、本運動の「転倒災害防止対策」を参考に、「転倒災害ゼロ」を目指して取り組みましょう！

高所における除雪作業対策

1　作業開始前に除雪する屋根の形状・材質及び軒先の雪庇の状況を確認し、その作業場所に適応した安全な作業方法・作業手順を定め、親綱・ロリップ等を設置するとともに、墜落制止用器具（旧安全帯）を使用すること。
2　屋根へ昇降するためのはしごの使用については、上端及び脚部を固定する等の転位防止措置を講ずること。
3　屋根の雪下ろし場所周辺には立入禁止区域を設定するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を講ずること。

交通労働災害防止対策

1　冬道を運転する場合は、路面状況（圧雪・アイスバーン）、天候（吹雪・濃霧等による視界不良）に合わせた速度で走行し、十分な車間距離を確保及び早めブレーキを励行し、危険を予測しながら運転するとともに、早め出発に心がけ、余裕をもった安全運転に努めること。
2　運転前に冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）の摩耗の有無について点検を行い、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
3　走行する道路状況について、交通事故・スリップの危険場所等の情報を収集し、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し活用すること。
4　道路脇に雪が高く積み上げられている交通点等の見通しの悪い場所では、車両等を発見しずらいため、徐行を心掛けること。

一酸化炭素中毒防止対策

1　屋内作業場等、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならないこと。
　ただし、やむを得ず使用するときは十分な換気を行うとともに、一酸化炭素濃度を継続的に測定し、作業環境を監視すること。
2　屋内で練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、関係者以外の立入を禁止するとともに、関係者が立ち入る場合は十分な換気を行い一酸化炭素濃度を測定した後でなければならないことを徹底すること。

資料2

ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト実施要綱

厚生労働省北海道労働局

１　趣旨

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成27年１月から「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始し、翌年１月からは「STOP！転倒災害プロジェクト」として拡大し、休業４日以上の死傷災害（以下「死傷災害」という。）の２割以上を占める転倒災害の防止を重点として継続的に取り組んできた。

しかしながら、北海道の転倒災害は、依然として死傷災害の中で最も件数が多く、４年連続で増加している。

当局においては、2022年までに死傷災害を2017年比で５％以上減少させることを目標とした第13次労働災害防止計画を策定しており、達成のためには、更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、当局では、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的とするため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を継続して実施するものである。

また、プロジェクトの実効を上げるため、全国安全週間の準備月間である６月及び、転倒災害が多発する12月から翌年３月まで実施する「北海道冬季ゼロ災運動」期間を重点取組期間とし、基本的な転倒災害防止対策の確認と徹底を行うとともに、本格的降雪前に準備期間を設ける。

２　主唱者

北海道労働局、中央労働災害防止協会（北海道安全衛生サービスセンター）、公益社団法人北海道労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会北海道支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会北海道総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部

３　実施者

各事業場

４　主唱者の実施事項

転倒災害は全ての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、北海道労働局と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

（１）北海道労働局、労働基準監督署(支署)の実施事項

ア　視聴覚教材を含む転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布

イ　ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知

ウ　本プロジェクトを効果的に推進するための第三次産業をはじめとする各種団体等への協力要請

エ　「STOP！転倒災害プロジェクト」パンフレットにあるチェックリストを活用した事業場（特に第三次産業）への指導

オ　「北海道冬季ゼロ災運動」の周知啓発

（２）各労働災害防止団体の実施事項

ア　会員事業場等への周知啓発

イ　事業場の転倒災害防止対策への指導援助

ウ　転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援

エ　転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ　転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

５　実施者の実施事項

（１）重点取組期間及び準備期間に実施する事項

ア　重点取組期間（６月・12月から翌年３月）の実施事項

（ア）安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議

（イ）「STOP！転倒災害プロジェクト」パンフレットにあるチェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

（ウ）12月１日から翌年３月31日まで実施する「北海道冬季ゼロ災運動」の取組事項の順守及び徹底

イ　準備期間（本格的降雪前）の実施事項

（ア）労働者に対する積雪、凍結等の気象状況における注意喚起

（イ）積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

（２）一般的な転倒災害防止対策

＜設備・作業環境等＞

ア　作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

イ　４Ｓ（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

ウ　照度の確保、手すりや滑り止めの設置

エ　危険箇所の表示等の「危険の見える化」の推進

＜作業行動等＞

ア　決められた安全な通路の通行

イ　作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進

ウ　転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進

エ　服やズボンのポケットに手を入れたままの歩行禁止の徹底

オ　スマートフォンを操作しながら歩く等「ながら歩きの禁止」の徹底

＜安全衛生教育等＞

ア　視聴覚教材等を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起

イ　転倒予防体操の励行

＜点検・管理等＞

ア　事業場内の高年齢労働者（特に女性）が就業する箇所を確認し、上記事項の重点的な実施

イ　定期的な職場点検、巡視の実施

ウ（必要に応じて）設備管理者への危険箇所の改善の要請